

様式第1号 別紙1(別表関係)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び一関市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業、起業支援事業実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に一関市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に一関市以外の市区町村に転出した場合：
半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：
全額